

議事日程第4号

平成26年3月13日(木)

第1 議案上程(議案第2号から第34号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

第2 継続審査事件の報告

議会広報特別委員会、質疑

本日の会議に付した事件

第1、第2は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第35号から第39号まで)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第57号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 議会案上程(議会案第58号から第60号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	18番 船木正博	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(0人)

議会事務局職員出席者

事務局長	杉本	光
主席主査	湊	智志
主査	杉本	一也
主査	武田	健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男
教育長	杉本俊比古
総務企画部長	山本春司
産業建設部長	渡辺敏秀
企業局長	佐藤稔
財政課長	目黒重光
生活環境課長	渡部源夫
福祉事務所長	鈴木金誠
観光商工課長	松橋光成
下水道課長	千田俊彦
病院事務局長	杉山武
学校教育課長	鈴木雅彦
生涯学習課長	加藤秋男
農委事務局長	中田和彦
選管事務局長	(総務企画課長併任)

副市長	伊藤正孝
監査委員	湊忠雄
市民福祉部長	船木道晴
教育次長	小玉一克
総務企画課長	原田良作
税務課長	佐藤盛己
子育て支援課長	天野綾子
農林水産課長	佐藤喜代長
建設課長	三浦秋広
若美総合支所長	蓬田司
会計管理者	石川静子
生涯学習課長	大坂谷栄樹
監査事務局長	笹川貞俊
企業局管理課長	安藤恒昭

午後 2時46分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第2号から第34号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第2号から第34号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第9号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き下げするため、各条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、特別職報酬等審議会の審議における意見等について質疑があり、当局から、先月2月6日に審議会を開催しているが、厳しい市内経済状況や市の財政事情等を考慮し、諮問された内容については妥当なものであるとの答申をいただいているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本議案は、行政改革による組織機構の見直しに伴い、関係条例について所要の改正等を行うものであります。

本案について、委員より、若美総合支所が若美支所として名称変更するが、このこ

とにより、若美地区における行政サービスへの影響はないのか。また、若美支所長の役職の考え方について質疑があり、当局から、名称変更については、合併以来の経緯を踏まえ変更することとあわせ、従来環境建設班を各部署で担当するものであり、これまでと行政サービスには変わりはないものと考えている。また、若美地区では大規模農家が多いということも考慮し、これまでと同様に、農林水産課職員の常駐及び農業委員会職員の派遣を行うものである。

なお、支所長に関しては、主幹級職員の配置を考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市若美文化振興館条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿市若美文化振興館を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号和解及び損害賠償額の決定についてであります。

本議案は、本市職員の運転する公用車に同乗中の臨時職員が被災した交通事故について、和解し、及び損害賠償の額を定めるものであります。

本案について、委員より、第1点として、平成22年7月末に負傷して入院し、その後、通院などにより、平成24年3月末での症状固定となっている。この症状固定について相当期間を要しているが、妥当なものであるのかとの質疑があり、当局から、事故発生後の平成22年7月末には秋田大学附属病院へ入院し、その後、男鹿みなと市民病院に転院したものである。同年12月には退院し、その後も平成24年3月末まで同病院に通院加療を続けていたものであるが、通常、保険会社で想定している後遺障害の場合の症状固定までに係る期間としては、おおむね1年半程度とされているが、個人差もあるものである。本件については、被害者に自覚症状もあったことから、症状固定までに相当程度の期間を要したものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、損害賠償額について、市で加入している保険からの補てんを除き、実質、市の負担は約220万円となるが、今後、市で加入している保険の保障内容等の検討などは考えていないのかとの質疑があり、当局から、今回のケースは公務災害によるものであり、秋田県市町村総合事務組合から一定の公務災害補償金が支払われており、そのほかに市では全国市有物件災害共済会に加入し、その共済会から約192万円の支払いを受けるものである。この保障内容等の充実については、今後の検討課題であると考えているとの答弁があったのであります。

第3点として、事故を起こした当事者の職員に対する処分等について質疑があり、当局から、事故発生当時の平成22年に事故審査委員会を開催し、当事者の職員が未成年であったことや、保護観察処分を受けたことなど等も踏まえ、戒告処分としたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号若美歴史学習交流館の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、若美歴史学習交流館の指定管理者として、渡部町内会を指定するものであります。

本案について、委員より、この施設については、町内会で施設の屋根や外壁、畳等の補修などを市に要望し、補修等をしない限り無償譲渡を受け入れないようであるが、今後も毎年、指定管理者の指定をしていくという考え方であるのかとの質疑があり、当局から、これまで渡部町内会に対しては、他地区の無償譲渡の状況等も説明し、協議を続けてきているものであり、他地域との公平性も考えると、町内会からの要望は受け入れられるものではないと考えている。今後どこまでも無償譲渡に応じない場合は、当該施設の廃止を含め、検討していかなければならないものと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長長の報告を求めます。15番小松穂積君

【15番 小松穂積君 登壇】

○15番（小松穂積君） 教育厚生委員会に付託になりました、議案第11号、第12号及び議案第16号から第19号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第11号男鹿市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、教育効果の向上を図るため、平成26年4月1日に五里合小学校と鶴木小学校を統合し、統合校の名称を「美里小学校」とすることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、2校の統合について異論はないが、今後の学校統合を進めるに当たっては、統合校舎の改修に係る経費や統合校の選定等、可能な限り保護者等から納得いただけるよう、慎重な対応を心がけていただきたいとの要望があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市社会教育委員条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地域主権改革による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、同委員の人選について質疑があり、当局から、委員については、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者を委嘱することになっており、人選に当たっては、関係機関からの情報に基づき、教育委員会に諮り、委嘱しているものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、偏った人選とならないよう配慮していただきたいとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号から議案第19号までの権利の放棄についてであります。

本4件は、市が貸し付けした災害援護資金貸付金の未償還金等について、債権を回

収できる見込みがないことから権利を放棄するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本4件については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第14号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、姫ヶ沢・泉台団地に建設中の公営住宅3戸1棟について、設置及び駐車場料金を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、団地の名称に「姫ヶ沢」と表記しなければならないものか、泉台団地とした方がわかりやすいのではないかとの質疑があり、当局から、将来、当該団地はもう少し広がる予定であり、泉台、姫ヶ沢の両地域にまたがる。そのため、両方の地名をつけているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号下水道事業等の地方公営企業法適用に係る関係条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成26年4月1日から、雨水を排除するための下水道について地方公営企業法の全部を適用させるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号市道の廃止について及び議案第23号市道の認定についてであります。

本2件は、林道整備事業及び道路改良事業等に伴い、梨下・根小屋線など2路線、延長4千687メートルの市道を廃止するとともに、同じく、梨下・根小屋線など4路線、延長3千312メートルの市道を認定するもので、一括上程、一括審査したも

のであります。

本案について、委員より、財政的に厳しくなった場合、道路維持管理で難儀をすることは明確である。条件に照らし合わせて認定・廃止をしていることだが、将来的観点に立った場合、ある程度、市道を絞っていくという考え、一方、市民の利便性を考慮し、現状を維持していくという考えがあると思うが、当局ではその辺をどう整理しているのかとの質疑があり、当局から、市道として約 8 1 0 キロメートル認定している。その約 6 0 パーセントが舗装道路である。山間部の未舗装道路も多く、舗装する、しない、あるいは大規模改良をする、しないについて、利用率を考えながら、維持管理については、めりはりをつけて対応している。市の将来的な方針については、市道認定を絞ることにより、さまざまな問題が考えられる。1 級、2 級路線は、幹線路線であるため簡単には認定・廃止できないが、その他路線については、今後、方向性も含め、利用率等を考慮しながら検討するとの答弁があったのであります。

さらに委員より、防災計画で防災道路等の必要性をうたっているが、現行の道路を防災道路に位置づけし、将来的にハザードマップ等を作成した段階で必要な防災道路を計画に組み入れて整備していくべきでないかとの質疑があり、当局から、防災とからめた道路整備は必要なことだと考えている。今後、実施計画の策定において具体的な路線の検討をするとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1 番三浦桂寿君

【1 番 三浦桂寿君 登壇】

○1 番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第 2 号から第 8 号まで及び第 2 4 号から第 3 4 号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る 3 日に開会し、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

最初に、補正予算関係について申し上げます。

第1点として、繰越明許費となった理由について。

第2点として、雨水幹線整備工事の実施地区の今後の計画について。

第3点として、市単独運行バスの今後の方向性について。

第4点として、森林病虫害防除対策事業の現状と今後の対策について。

第5点として、体育施設指定管理料の内容について。

次に、新年度関係の質疑について申し上げます。

第1点として、行政改革に伴う関係団体等への説明のあり方について。

第2点として、少子化対策事業における結婚支援策の具体的な取り組みについて。

第3点として、LED灯設置工事内容と町内の街灯LED化について。

第4点として、全国椿サミットの事業概要について。

第5点として、男鹿市斎場の管理状況と新たな運営等について。

第6点として、男鹿市トライアスロン大会の誘致とリスク対策及び準備体制等について。

第7点として、B&G海洋センタープール整備事業内容と利用状況及び今後の利用計画等について。

第8点として、特別とん譲与税の積算根拠と今後の貨物船の入港展望及び船川港を活用した産業振興について。

第9点として、男鹿市防災計画の議会への説明と具体的な計画として防災タワーの建設、大型店での避難訓練の実施、地域全体での訓練、合板工場における木材流出対策及び幹線道路破壊に対応する防災道路の設置等について。

第10点として、秋田県種苗交換会の全体計画と商工会との連携について。

第11点として、木質バイオマス利用調査業務の調査内容と今後の進め方について。

第12点として、住宅用火災警報器の設置状況と高齢者の安全確保のための緊急通報装置設置事業の推進について。

第13点として、日本型直接支払い交付金制度への対応について。

第14点として、秋田県地方税滞納整理機構への引き継ぎ件数と資格証明書交付の考え方及び再生可能エネルギー施設に対する固定資産税の今後の見通しについての質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第2号から第8号まで及び第24号から第34号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、通告がありませんので終結いたします。

これより、議案第2号から第34号までを一括して採決いたします。

本33件に対する委員長の報告は可決であります。本33件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号から第34号までは、原案のとおり可決されました。

日程第2 継続審査事件の報告

○議長（吉田清孝君） 日程第2、継続審査事件の報告を議題といたします。

議会広報特別委員長から、これまでの経過報告をいたしたいとの申し出がありますので、これを許します。14番土井文彦君

【14番 土井文彦君 登壇】

○14番（土井文彦君） 議会広報特別委員会に関するこれまでの経緯と審査の概要について、ご報告申し上げます。

本特別委員会は、平成24年5月臨時会の常任委員会改選時に、議会運営等に関する

る申し合わせ事項に基づき改選が行われ、私をはじめとする委員6人が新たに選任されたもので、委員長には私が、副委員長には蓬田信昭委員が選任されたものであります。

第1回委員会を平成24年5月8日に開催し、これまで16回の委員会開催と、静岡県御殿場市及び裾野市に議会広報の編集に係る行政視察を実施したものであります。

本特別委員会の審議方法としては、毎定例会終了後、委員会を開催し、議会だよりの編集について、紙面の割り付けや掲載項目及び執筆者の選定を協議した後、委員個々が執筆し、発行前に再度、委員会において紙面の最終確認を行っているものであります。

これまでに議会だより32号から38号までを発行いたしておりますが、この議会だより編集に際しては、市民と議会をつなぐ架け橋として、市民の皆様に対し議会での審議内容を正確に伝えるとともに、行政視察実施の成果を生かし、一般質問の記事を読みやすくしたほか、わかりやすさを大切にしながら、親しまれる紙面づくりを念頭に編集に当たってきたものであります。

なお、本特別委員会は、4月1日に発行する男鹿市議会だより39号を編集し、議員任期の満了と同時に審査を終了するものであります。

以上をもちまして、本特別委員会に付議された事件の報告といたします。

○議長（吉田清孝君） これより議会広報特別委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第35号から第39号までが提出されました。この際、本5件を一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加し、一括

して議題とすることに決しました。

日程第 3 議案第 3 5 号から第 3 9 号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第 3、議案第 3 5 号から第 3 9 号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 3 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 3 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 3 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 3 8 号 教育委員会委員の任命について

議案第 3 9 号 人権擁護委員の推薦について

○議長（吉田清孝君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第 3 5 号から議案第 3 9 号までについて、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 3 5 号から議案第 3 7 号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本 3 件は、本市固定資産評価審査委員会委員の加藤勉氏、小澤田勝之助氏、諸井秀樹氏の 3 氏が本年 5 月 1 0 日をもって任期満了となりますので、加藤勉氏と小澤田勝之助氏については、引き続きお二方を選任し、諸井秀樹氏については、その後任として佐々木邦子氏を選任いたしたいというものであります。

次に、議案第 3 8 号教育委員会委員の任命についてであります。

本議案は、本市教育委員会委員の角崎紘二氏が本年 5 月 2 2 日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたいというものであります。

次に、議案第 3 9 号人権擁護委員の推薦についてであります。

本議案は、人権擁護委員の吉田昌二氏が本年 6 月 3 0 日をもって任期満了となりま

すので、その後任として薄田郁子氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田清孝君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本5件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第35号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。加藤勉氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号については、同意することに決しました。

次に、議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。小澤田勝之助氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第36号については、同意することに決しました。

次に、議案第37号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。佐々木邦子氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号については、同意することに決しました。

次に、議案第38号教育委員会委員の任命について採決いたします。角崎紘二氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、同意することに決しました。

次に、議案第39号人権擁護委員の推薦について採決いたします。薄田郁子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第57号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 議会議案第57号を上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議会議案第57号男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の

説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第57号について採決いたします。本件については原案のとおり決
するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第57号は、原案のと
おり可決されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第58号から第60
号が提出されました。この際、本3件を日程に追加し、一括して議題としたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加し、一括
して議題とすることに決しました。

日程第5 議会案第58号から第60号までを一括上程

○議長(吉田清孝君) 日程第5、議会案第58号から第60号までを一括して議題と
いたします。

職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第58号 要支援者への予防給付を市町村事業としないことを求める意見書

議会案第59号 手話言語法(仮称)制定を求める意見書

議会案第60号 最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書

○議長(吉田清孝君) お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第3

項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本3件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第58号要支援者への予防給付を市町村事業としないことを求める意見書について採決いたします。本件については原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第58号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会案第59号手話言語法(仮称)制定を求める意見書について採決いたします。本件については原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第59号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会案第60号最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書について採決いたします。本件については原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会案第60号は、原案のとおり可決されました。

要支援者への予防給付を市町村事業としないことを求める意見書

今、社会保障制度審議会の場に介護保険制度の根幹に関わる政府案が提案されてい

ます。中でも、「要支援者を介護保険制度の給付対象からはずし、市町村の支援事業に委ねる」との提案は、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、市町村の財政上、事務上の負担も軽視できないものと考えます。

厚生労働省は、昨年11月14日に開催した社会保障審議会介護保険部会に予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続することを提案しました。

これは全国の市町村議会から意見書の提出があったことや、「家族の会」が支部代表者会議アピールなどで警鐘を鳴らしたことが反映されたものです。しかし、訪問介護と通所介護は予防給付の約90%にあたり、要支援はずしの本質は変わっていません。

以上のことから、「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」と「一定以上の所得のある方の利用料を2割に引き上げる」との提案を取り下げるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月13日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

手話言語法（仮称）制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾啞者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきまし

た。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があります。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子ども等が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、以下の事項について適切に対策を講じるよう強く求めるものであります。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子ども等が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月13日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 新藤義孝様

文部科学大臣 下 村 博 文 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様

最低賃金の改善と中小零細企業支援の拡充を求める意見書

今や雇用労働者の3人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキング・プア」の状態です。労働者の平均賃金は、2000年に比べて10%も減っています。世界に例を見ない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と企業の経営危機を招く悪循環を形成してきており、政府が「賃上げによる経済好循環」をめざすとする政策は歓迎すべきものと考えます。

東日本大震災からの復興も遅れています。過去最大の大規模予算をもとにした多額公共事業や自治体の各種施策、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進みません。

今の地域別最低賃金は、東京で869円、本秋田県は668円、最も低い地方では664円にすぎません。フルタイムで働いても120～160万円の収入では、まともな暮らしはできません。地域間格差も大きく、秋田県と東京都では時間額で204円も格差があるため、青年の県外流出を促しています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差がある点で特異な状態となっています。先進諸国の水準に近づけるため、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要です。

2010年に「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金1000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1000円以上、月額約20万円が普通です。この水準の最低賃金で労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。日本でも、中小零細企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要

があると考えます。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができると考えます。

以上の趣旨により、下記項目の早期実現を求め地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1. 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行うこと。
2. 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
3. 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。
4. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえて中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
5. 公共事業に従事する下請け企業に適正な単価を、現場の労働者に適正な報酬を確保するため、公契約法の制定を行うこと。
6. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

平成26年3月13日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

ただいま渡部市長から、議員各位に対し、ごあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。渡部市長。

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 3月定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、平成26年度一般会計予算をはじめ提案いたしました議案件について、ご可決を賜り、ありがとうございました。

さて、本年4月21日をもって議員の皆様任期が満了となります。皆様には、この4年間、市民の代表として市政発展のため多大なご尽力を賜りました。ここに深く感謝を申し上げます。

今限りでご勇退なされます皆様には、これまでのご功績に対し、深く敬意を表すものであります。今後も一層健康に留意され、引き続き、市政発展のため、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、来る4月の選挙に立候補されます議員各位におかれましては、ご当選の榮譽を得られますよう、ご健闘をお祈り申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

○議長（吉田清孝君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時26分 休 憩

午後 3時27分 再 開

○副議長（中田謙三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま吉田議長より、議員任期最後の定例会を閉会するに当たり、各位にごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許します。20番吉田清孝君

【20番 吉田清孝君 登壇】

○20番（吉田清孝君） 私ども議員任期最後の平成26年3月定例会を閉会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る2月25日開会以来、議員の皆様からは特段のご協力を賜り、本日をもって全議案件が成立し、閉会の運びとなりました。私、議長就任以来、議員の皆様からは特段のご支援とご協力を賜り、議会運営を円滑に進めることができましたことを、この場をお借りいたしまして衷心より感謝とお礼を申し上げます。

市長をはじめ市職員の皆様におかれましては、これまで成立をみました各議案の執行においては、適切な運営をもって進められ、市政発展のため、なお一層の努力をい

ただきますようお願いを申し上げます。

私どもの任期は来月の4月21日をもって満了いたしますが、今期限りで勇退されます古仲議員、戸部議員、蓬田議員におかれましては、これまで議会人として本市発展のためご尽力をされましたことに対し、深く敬意と感謝を申し上げますとともに、今後ともご慈愛され、本市発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

今日、人口減少と少子高齢化社会という大きな課題がある中で、議会の果たす役割がますます重要になってきております。このたびの市議選に再出馬を予定している皆様におかれましては、健康に十分ご留意されまして、全員が当選の栄誉を得られ、再びこの議場で顔を合わせることができるよう、ご奮闘をお祈り申し上げます。

甚だ簡単であります。私のお礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（中田謙三君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 3時31分 休 憩

午後 3時31分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて平成26年3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労様でした。

午後 3時32分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

副 議 長 中 田 謙 三

議 員 三 浦 桂 寿

議 員 佐 藤 誠